

議案第9号

桐生市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する
条例案

桐生市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次の
ように定めるものとする。

令和2年2月25日提出

桐生市長 荒木 恵 司

桐生市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

桐生市市道の構造の技術的基準を定める条例(平成 25 年桐生市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(2)の 2 自転車通行帯

第 4 条第 5 項本文中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第 6 条第 2 項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第 9 条第 1 項中「第 3 種」の次に「(第 4 級及び第 5 級を除く。次項において同じ。)」を、「第 4 種」の次に「(第 3 級及び第 4 級を除く。同項において同じ。)」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(自転車通行帯)

第 9 条の 2 自動車及び自転車の交通量が多い第 3 種又は第 4 種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第 3 種若しくは第 4 種の道路又は自動車及び歩行者の交通量の多い第 3 種若しくは第 4 種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5 メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1 メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第 10 条第 1 項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第 11 条第 1 項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第 32 条第 3 号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第 41 条第 1 項及び第 2 項中「第 9 条第 3 項」の次に「、第 9 条の 2 第 3 項」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第9号 桐生市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案

道路構造令の一部改正に伴い、「自転車通行帯」の規定を設けるため、所要の改正を行おうとするものです。